

齋魂命三世孫天湯河柄命之後也と見え和名抄和泉國日根郷名に鳥取<sup>利止</sup>と見えたるにてさると  
へし然るに日本紀には茅渟苑砥川上宮と齋名を以てしるし、古事記には鳥取河上宮と後におこ  
れる名をいにしへに及ぼして、しるされたるにて今も山中村より自然田村の北をへて西に流る  
る川を宇度川とも鳥取川とも呼べるにて同地異名なる事いとよく知られたり、期くて今鳥取郷  
といへるは、尾崎、下出、黒田、新、波有手、石田、中、自然田、山中、桑畑、貝懸、舞の  
十二村をいへれどこの村々より南西なる西箱作、飯峯、山中、淡輪、別墅、深日、孝子、谷川、  
北島、犬飼、佐瀬川、小島、の十二村をさして、泉州志に余按割鳥取郷爲下莊也といへるは  
ざることにて土人の口碑をきくにわれらの村々を今は下莊とよへれと昔は一圓に鳥取郷のうち  
なりしを、土屋某の采地になりしよりこのかた尾崎以下の十二村を鳥取郷とよひ、西箱作以下  
の十二村を下莊と呼びわかつこととなりしとそ、されは尾崎以下の村とも西箱作以下の村々も、  
古へは皆鳥取郷なりし事明けし、およそ一郷のさため五十戸と令條に見えたるは、同族は幾戸  
ありとも氏の長ばかりを一戸とかそへし例なれば、其五十戸の蕃息りて終に今の如く廿四ヶ村  
になりしなりけりさて宇度墓は、上にいふ如く、東の御陵とよへる古墳にあたれるを、泉州志  
に、この御墓の在所を在自然田村東南今謂玉田山山上有小祠墓前田地字宇度口と見え、  
和泉志も、この説に従へれと玉田山はいはゆる苑砥川上宮<sup>一云鳥取</sup>と見えたる地なるからに、小  
祠をたて、昔よりこの命を祭れるなるへし、この御墓ならぬ事は慈體自然の山にて、いはゆる  
前方後圓の制にかなはぬにて知るへし、斯れはいにしへの鳥取郷のうちにてこの命を齋まつれ  
るは、彼玉田山と淡輪村なる船守社の末社とのみなるを玉田山は上にいふ如く御坐所の跡なり  
しからにまつりこしなるへし、船守社の末社にいはひこしは御墓の在所につきてのことなるへ  
く、この東の御陵こそ、まことに宇度墓にはあるへけれ、

## 竹島沿革考

## 奥原碧雲

因にいふ、西の御陵とよへる古墳は、高六丈五尺許周百六十八丈許陞のめぐり二百二十五丈  
許ありとぞ、これ日本紀雄略天皇の九年の條に紀小弓宿禰等即入新羅行屠傍郡云々大將軍紀  
小弓宿禰值病而薨云々於是采女大海從小弓宿禰喪到來日本遂憂諸於大伴室屋大連曰妾不  
知葬所願占良地大連即爲奏之天皇勅大連曰大將軍紀小弓宿禰龍驤虎視旁眺八維掩討逆節  
折衝四海然則身勞萬里命墜三韓宜致哀矜死視喪者又汝大伴卿與紀卿等同國近隣之人由  
來尙矣於是大連奉勅使土師連小島作冢墓於田身輪邑而葬之也と見えたる墓なる事誠に疑ひな  
きものにて、其地名をいま淡輪といへるは田身輪の訛呼にて、淡輪の字をまさしくはタムワと  
よむへきこと、大和の田身山とかけると同例なると思ふへし、かれ船守社の末社に、この宿禰  
をいはひ来れるも、又よしありてきこえたり  
トアルニテ御墓ノ事ハ明白ニシテ、更ニ辨ヲ俟タサレトモ、佐藤翁モ島津家ノ重臣猪飼氏ヲ始メ、  
同藩ニハ知友少ナカラサリシ趣ナリシニ就テ按へ、彼播磨ノ潛墓マタ上總ノ橘姫ノ楠ヲ形代ト  
シテ墓ト爲ル類ニテ土俗ソノ功徳ヲ慕ヒテ、何カ形代トシテ祀リシヨリ、此訛ヲ生セシナルヘク  
思ハルレト、未タ其證ヲ得ス、姑ラク所見ヲ記シテ後日ヲ俟ツ、

去る三月下旬、島根縣第三部長神西事務官は、観察員四十餘名とともに、新領土竹島観察の途に上られたり、余幸にその一行に加はり、竹島及び鬱陵島に上陸し、親しくその状況を観察し、東陸岐島司の厚意によりて同島の舊記並に竹島に關

## 歴史地理第8卷第6號

竹島沿革考

(第八卷) 四百六十二

する文書を閲覧し、かつ、竹島經營につき、興つて力ありし竹島漁獵會社員中井義三郎氏の竹島經營談を聞き、歸來松江圖書館の舊書記録類を涉獵し、昨年以來新聞雜誌にあらはれたる諸家の說を參照して、本篇を起稿せり。

竹島の名稱につきては、鷲陵島と混同せる人少からず、本邦の舊記に見えたる竹島は、すべて、今の鷲陵島のことにして、從來、出雲石見伯耆隱岐地方の人々が渡航せし竹島は即ち鷲陵島なり。而して、昨年二月島根縣の領土に編入せられ、日本海大海戰によりて、全世界に喧傳せられし新竹島は、舊記に見えたる松島にして、鷲陵國人のリヤンコ島(リヤンコール岩の嘲詛)と稱せし生木なき無人の小岩嶼なり、然るに、朝鮮水路誌一たびこの名稱を轉倒して、鷲陵島一名松島と稱せしより、今回リヤンコール列岩を竹島と命名して、新領土に編入せらるや、實地を踏査せざる人は、直ちに舊記に見えたる竹島となし、大なる誤認を傳ふるに至れり。

かの地學雜誌二百號より二百二號に亘りて、連載せられたる田中國歎慶氏の「隱岐國竹島に關する舊記」の如き、鷲陵島の記事にして、リヤンコール岩の新竹島とは、全然無關係なるが如きその一例なり。

次に、史學界の遠藤萬川氏は、讀賣新聞紙水路誌を引用し、これに附記して、村岡真賀氏の日本地理資料、吉田東伍氏の大日本地名辭書に、鷲陵島の別名竹島とせるは疑問なりとし、更に松陽新報紙上に於て、新竹島は、わが舊幕時代には、夙にこれを竹島と稱し、出雲藩に屬せしめ、流罪人を置く處とせしが、その後、内政の混亂とともに、この島は無所屬同様となれり、云々と記し、また、同紙上に「その後、古文書を見れば、鷲陵島の別名竹島なりしことを記せり。されど、鷲陵島は松島とそいへ、竹島といへるを聞かず、驛下識者の解答をまつ」、云々と記して、騒動を挾まれたり。

これ等は、畢竟新竹島な以て、人民の住居に堪ふべき大島と誤認し、舊記に見えたる竹島の記事をこれに附合したるものにして、一たび實地を踏査せんか、疑團は忽にして冰解せらるべきなり。

なほ、吉田東伍氏の大日本地名辭書は、新竹島につきて直接に記する處なけれども、舊竹島につきて、諸書を引用するこ

と頗る該博なれば、必ず參照すべきなり。

日本海大海戰によりて、世界の歴史に赫炮たる光彩をとどめし竹島は、日本海の中心にある小岩嶼にして、北緯三十七度五分三十秒、東經百三十一度五十五分〇秒に位し、出雲國八束郡多古鼻潮巖脚を噛んで、岩皴奇古、斷崖絶壁をなし、處々に洞門をひらく、半腹以下岩身骨立して、一片の土塊を止めず、上部は僅に黒灰色の輕土を被り、雜草の生ずるあるのみ、乙嶼は岩を攀ぢ、梯子にすがり、辛うじて頂上に登るを得べしといへども、甲嶼は、絶對的に登攀すべからず、ただ、兩嶼相對する處、乙嶼に狹小なる砂礫地ありて、ここに竹島漁獵會社の獵小屋二棟あり、五六七月の頃、海驥獵者の假住するため設けたるものなり、島内飲料水なく(乙嶼に一の蓄水あれども有色有毒にして、洗顔用にだに適せず)又作物を生ぜず、古より無人の島嶼にして、將來といへども、人類の永住は絶對的に不可能なり、されどこの島嶼は、日本海中における海驥の群集地にして、ことに梅雨以前よりは、分娩交尾のため幾万の海驥群をなして岩角に眠り、海上に游泳す、近年遠洋漁業者の發見する所となり、明治三十六年の頃より、海驥獵者續々渡航して濫獲をばじめしが、今は竹島漁獵會社の獨占獵漁地となればなり。

抑、この新竹島のはじめて世人に知られしは、何時代なりけん、尋ねるによしなしといへども、隱岐の漁夫等は、早くよらこれを發見せしものの如し、この岩嶼のはじめて記録に見えたるは、隱岐視聽合記とす、(なほ舊きものあらば大方の指教を希ム)同書は今より二百四十年前寛文七年(西暦一千六百六十七年)出雲の士齊藤某、藩命によりて、隱岐を巡撫し、窮井遠郷を跋渉して、その餘暇には、老農、道叟、釣夫、山僧の逸話を蒐集し、山村水郭靈社古寺の所在傳説を筆記して若干卷を得、名づけて隱州視聽合記といふ、云々と序文に見ゆ、その一節に、

隱州在北海中、故云隱岐島。從是南至雲州美穂關三十五里、辰巳至伯州赤崎浦四十里、未申至石州泉津五十八里、白子至卯無可往地。戊亥間行二日一夜有松島、又一日程有竹島。(俗言鷲竹島、多竹島海鹿、按神書所謂

## (一) 歴史地理第一卷第六號

## (一) 歴史地理第一卷第六號

五十石歟。此二島無人之地、見高麗如昌州寧邊州、然則日本之乾坤、以北州爲勝矣、云々。

また、文政六年(西暦一千八百二十三年)大西教保氏が隱岐視聽合記に倣ひて編纂せる、遠記古記集には、一層之を詳記せり、即ち、

上略、島の惣面リ十六里、又未申の方五十八里にして石州温泉灘に至リ、辰巳の方四十里伯州亦崎あり、卯の方凡百里にして若州小涼に至リ、丑寅の方凡百三十里餘能州に當る、亥の方四十餘里にして松島あり、周リ一里程にして生木なき岩島といふ、又酉の方七十里にして竹島あり、古より是を磯竹島と傳ふ、竹木繁茂して大島の由、是より朝鮮を望めば、隠州より安州を見るより稍近し、今朝鮮人作りて住す、云々。

以上二書は、隱岐の漁夫等が多年の航海によりて、實地を踏査し、測定したる實驗談を記録したものにして、机上の編纂物とは大に趣を異にする、吾人は今、親しく實地を踏査するに及んで、いよいよその實驗談なることを確め得たり、隱岐の西北四十餘里にして松島ありとは、明らかにリアンコール列岩なる新竹島をいへるものにして、海上八十五里とあるは適合す、ことに周圍を一里とし、生木なき岩島なりと記せるが如き同島を踏査せしものにあらざれば、いかでか、かかる簡潔適切なる記事を得べき、次に隱岐の西北七十餘里にして竹島ありと見ゆるは、まさしく齶陵島にあたり、水路誌に見えたる海上百四十浬に殆んど符合す、而して竹木繁茂せる大島とし、朝鮮人の居住せること、並に朝鮮本國を望み得ることより推せば、いかに考ふるも、リアンコールト列岩の新竹島と見ること能はず、元來雲伯地方の漁人が竹島と稱せしは、皆齶陵島のことにして、現今なほ地理に暗きものは、新領土の竹島を以て、從來稱へ來りし樹木蔚々たる竹島と誤解し、齶陵島のわが領土に入りしものの如く思へるもの少からず、試に雲伯沿海の漁人にして、數回竹島へ渡航せりといふものにつきて質問せんか、彼は得々として樹木薪飼良材に富み、住民多く、漁利夥多なるを以て答ふべし、これ即ち、島根島取地方にて、稱へ來りし竹島は齶陵島たりしこと明

かなり。

また文化元年(西暦一千八百四年)北邊經營に一生の心血を注ぎたる近藤守重が、苦心慘憺の結果、各種の地圖を參照し、十數年の歲月を経て完成したる邊要分界圖考を閲するに、同書考定分界圖中、明かに日本海中に松島竹島の二島を記載し、齶陵島を以て竹島とし、新竹島を以て松島とせり。その他地誌提要には、

土俗相傳ふ、福浦より松島に至る海路凡そ六十九里、竹島に至る海路凡そ百里、朝鮮に至る海路凡そ百三十六里、云々

福浦は隱岐國島波の西北にある小港にして、朝鮮方面に渡航する帆船は、從來ここにて風待せし處なり。以上列記せる所によれば、何れも齶陵島を竹島とし、新竹島を松島と稱せしが如し、然るに水路誌にはこれを轉倒して、齶陵島一名松島とし、新竹島をリアンコールト列岩とし、佛國船の發見となせり、試に、水路誌の記事を引用せん、

リアンコールト列岩　此列岩ハ、洋記一八四九年、佛國船「リアンコールト」初テ之ヲ發見シ、稱呼ヲ船名ニ取ル、其後一八五四年、威國ノ「フレガット」形船「バラス」ハ此列岩ヲ「メナライ」と及ビ「ラリヴァツ」列島ト名ケ、一八五五年、英艦「ホルキット」ハ此列島ヲ探査シテ「ホルネット」列島ト名ケタリ、該艦長「フォルシス」ノ官ニヨレバ此列島ハ北緯三十七度十四分、東經百三十一度五十五分ノ處ニ位スル二箇ノ不毛岩嶼ニシテ、島嶼常ニ嶼上ニ堆積シ、嶼色爲ニ白シ、而シテ北四千四百二十丈ノ東ノ長サ約一浬、二嶼ノ間距離約ニ鍵牛ニシテ、見タル處一礁脈アリテ之ヲ連結ス、〇四嶼ハ海面上高サ約四百十丈ニシテ、其形椭圓ノ如シ、東嶼ハ較低クシテ平頂ナリ〇列島附近ハ水頗ル深キが如シトイヘモ、其位置ハ寅ニ兩館ニ向ツテ日本海ヲ航行スル船舶ノ直水道ニ當ルヲ以テ、頗ル危險ナリトス。

リアンコールト岩ノ測定、米合衆国水路部告示第四三號(明治三十五年十月)ニヨレバ、該國軍艦「ニウヨーク」ハ日本海航海ノ際「リアンコールト」列岩ノ位置ヲ確定セシタメ、經度測ヲ施シ、併セテ、正午ニ緯度測ヲ行ヒ、其結果、該列島位置、

北緯三十七度三十秒

東經百十一度五十五分〇秒

されど、新竹島は、佛船「リアンコール」の發見に先つこと百八十三年、寛文七年の我記録に見えたれば、少くともこの岩嶼の日本人に發見せられしは、なほ以前なるべく、また佛船の發見に先つこと四十一年、文化六年に邊要分界圖考に明記せられ、なほ、同船の發見に先つこと廿七年、文政六年の古記集に詳記せられしに拘らず、水路誌は、此島嶼發見を外國船に委して願みず、剩へ、日韓兩國沿岸よりの距離は、日本の方十浬の近距離なるに、海圖には、朝鮮の部に編入せられしが如き、遺憾の極といはざるべからず。

吾人はなほ一步を進めて、田中氏の引用せられたる、竹島圖說、竹島考、多氣甚麼雜誌、伯耆民談等の竹島に關する記事は全く鬱陵島の記事にして、新竹島にあらざることを證明せんとす、而して、その以前にあたり鬱陵島の狀況を敘述するの必要ありと信ず。

## 水路誌によれば、

鬱陵島一名松島 隅岐ヲ距ル北西キ西約百四十浬、朝鮮東岸ヲ距ル約八十浬ノ海中ニ孤立ス。全島嵯峨タル圓錐山ノ集合ニシテ、樹木蔚然繁茂ス、而シテ、其中心(北緯三七度三〇分、東經一三〇度五三分)ニ高サ四〇〇〇呎ノ一峯アリ、巍然トシテ聳ニ。○此島周回十八浬ニシテ其形楚シド半圓ヲナス。

鬱陵島東北測ニ於テ竹嶼(ボーツスール)ヲ南々西キ西約二三浬ニ望ム處ニ一岩アリ。其水深僅ニ二呎乃至三呎。(日耳蔓一漁船ノ報告ニヨル)

島岸殊ニ東北兩岸ニ沿フテ數個ノ峻岩分立シ、其高サ四〇〇呎乃至五〇〇呎ニ達スルモノアリ、何レモ鬱陵島ノ如ク陸界ニシテ、鍾洞モ特ミストルニ足ラズ、然レドモ竹嶼(此嶼ハ島ノ東流ヲ距ル七經ノ處ニアリ)ヲ除クノ外皆本島ノ海岸ヲ距ルコトニ鍾半以上ニ出ルモノナシ。○島ノ北端ニ接シテ孔岩アリ、岩ヲ貫キテ一大孔アルヲ以テ其形甚奇ナリ、此岩ト相對セル陸岸ト高サ約八〇呎ノ浴面花園山アリ、禿兀峻嶺ニシテ、其形椿精ノ如シ。○島ノ南端シール角附近ニ一小岩アリ。

鬱陵島ノ各側ハ陸界ナク、舟テ英縛「アクナラン」ノ端舟ハ、島ヲ距ル南方四哩ノ處ヲ鍾洞シ四〇〇尋ノ鍾索ヲ投シ、又島ノ北方二三十浬ノ處ヲ鍾洞シ三六六尋ノ鍾索ヲ沈メタルモ、皆底ニ逸セズ唯險岸ノ直下ニ於テ僅ニ水深ヲ行ヒタリト云フ。

○島岸險阻ニシテ鑿バカラズ、唯天氣溫和ナル時ハ、碇泊ヨリ辛フジテ岸ニ登ルヲ得ベシ。

春夏兩季ニハ、朝鮮人此島ニ渡米シテ朝鮮形船ヲ造リ、又多量ノ介蟲ヲ拾集乾曬ス、蓋シ朝鮮人ハ船ヲ製造スルニ鍛釘ヲ用ユルコトナク、皆木ヲ以テ之ヲ結合シテ、乾材ヲ用エルコトヲ知ラズ、必ズ生木ヲ用ユト云フ。

なほ吾人の視察せし處によりてこれを補足せんか、鬱陵島は、新竹島の西北五十五浬の海上にある大島にして、周回十八浬、海岸は斷崖絶壁にして、港灣なく、船舶に適する處なし、その中、比較的安全なるは芋洞<sup>(モロブ)</sup>とす、芋洞は島の東南にあり、日本人六戸、韓人數十戸を有する小部落にして、カブト岩、立岩の前に屹立して、その間稍風波を避くるに足る、かの日本大海戰の際露國巡洋艦ドミニドンスコイ(六千二百噸)の擱岸破壊せしは立岩附近にして、二の岬角を西南に廻れば道洞<sup>(ドン)</sup>なり。

## 歴史地理学卷第八第六號

(一)

(二)

林を以ておほはれしが、近年移住民増殖の結果、海岸附近は、概ね濫伐開拓せられて圃地となれり、樹木は温帶の森林にして、山毛櫟、楓、桺、五葉松、柏木、アララギ、タブ、ツバキ、ケンボナシ、櫻、キハダ、桑等を産す、されど、櫻、柏木(俗に白樅といふ)梅、等の貴重樹木は多くは伐採せられて、現今は海岸に遠き山嶺深谷に僅に見るを得るのみ。海岸はすべて断崖絶壁なれども、西部は東部に比して傾斜稍緩なり、島内水田なく、多くは傾斜を有する圃地にして、盛に大麥大豆を耕作す、海產物は烏賊、鮑、海鼠、海苔、和布、天草等にして、漁業は殆んど本邦人の獨占に屬す。

同島における韓人の生活程度は、最も下等にして、麥飯に馬鈴薯を混じたものを常食とし、家屋は粗造矮小なる塗込にして、通例二三室を有するのみ、商取引は大豆本位なり、教育は不完全なる寺小屋式にして、全島に十四五ヶ所あり、大學小學等の素讀を教授すといふ。元來本邦人竹島(爵陵島)渡航のこととは、慶長元和の頃より舊記に見ゆる處にして、伯耆志には元和三年の渡航免許状を掲載せり、邊海の漁民は竹島に往來して占居の姿をなしにや、親總記・伯耆志に穢竹島往復のことを載せ、伯耆志には渡航始末を略記す。

## 元和三年竹島渡海免許狀

從伯耆國米子、竹島え先年船相渡之由、然者、如其、今度致度渡海之段、村川市兵衛、大谷甚吉申上、付而、達上聞候之處、不可有異議之旨、被仰出候間、被得其意、渡海儀可被仰付候、恐々謹言。

五月十六日

永井信濃守(尙政)  
井上主計守(正就)

松平新太郎殿

土井大炊守(利勝)  
酒井雅樂守(忠世)

松平新太郎光政は、當時鳥取城主として、因伯二州を領知せしかば、兩人の願を納れ、幕府に請ひてこれを許可せしなり、爾來數十年、兩人は毎年竹島に渡航して、漁業をなし、各種の物産を獲て歸航せしなり。

地學雜誌に田中氏の引用せられたる竹島圖說に

元和五年(一六一九年)春二月十有一日、例年の如く米子を出帆して夏四月十七日未刻竹島に着せり、然るに昨年の如く、朝鮮人等専ら漁獲をして我を妨げ、動もすれば不軌の語旨を放ちて和平ならず、止むを得ず、その中の長者一名と火伴兩三人を延いて我船に入れ、同月十八日竹島より出帆して同月二十八日米子へ歸着し、其由を國侯松平伯耆守へ訴ふ。云云。

即ち、元和の頃より朝鮮人も竹島(爵陵島に)渡航し、元祿の頃に至り、漸次移住民の増加するとともに、本邦人と漁區の紛争を生ずるに至りしなり。また伯耆志に、

此市兵衛正清の子正勝の時、元祿七年渡海せしに、若干の朝鮮人在島しければ、即ち帰航して、其旨を官に上聞し、同八年官命を得て渡海したるに、朝鮮人既に島中に充ちたり、我往航の者、彼朝鮮人兩口を捕へ、舟を歸し、其旨を官に訴ふ。翌年官より我夫子の竹島渡海を禁ぜらる。云云。

生來進取の氣象に富み、負けず魂を有せる海國男兒は、自己が獨占し來りし漁場を、みすみす朝

鮮人に奪はるるを見て、憤慨措く能はず、即ち朝鮮人二名を生捕り歸りて訴願に及びたるなり、然るに優柔なる徳川幕府は、「事なれ」主義をとりて、その翌年(西暦千六百九十六年)竹島渡航を禁止せり、その書、地學雑誌に引用せられたり。

先年松平新太郎因伯兩州領知の節相伺え伯州米子町人村川市兵衛大谷甚吉至今入竹島ける、爲漁獲向後入島の儀禁制可申付旨被仰出、可存其趣、恐惶謹言。

元禄九年正月二十八日

## 歴史地理卷第六號

なほ、同雑誌に、

松平伯耆守殿

土屋相模守 右判  
戸田山城守 同  
阿部豊後守 同

大久保加賀守 同

宗對島守義郷より出たる家譜に、元禄九年因韓國と朝鮮國との間竹島と鳴族島有之、此島兩國入合の如く相成り居不宜に付、朝鮮三人此島へ參候事を被禁候段、從公儀被仰出、其後朝鮮國禮曾參判え家老使者、前々年より再度差渡候處、輪談及入組候を、今年正月二十八日、義眞國元え御暇破成下候節、右竹島え日本人相渡候儀無益との事に候間、被差留候段領主え被仰渡候由、義眞え被仰渡候に付、義眞蹟固の上、同年十月朝鮮之歸官使對話仕候、刻右被仰出之次第傳達仕り、爰に至リ輪談相濟候。

\*自註、森氏朝鮮年表宗氏系圖によれば義眞は宗氏廿一代の主、元禄五年致仕す、當時孫義方幼なるを以て朝鮮に居する用務は、先祖によりて、義眞之を處理することとなり居れり。

即ち幕府は、竹島漁業権問題につきて、對局守宗氏をして朝鮮政府に對して、外交談判を開かしめしが、巧妙なる朝鮮の外交政略によりて、腕くもわれは膝を屈し、竹島の漁業権、否領有權を全然放擲するに至りしなり、その顛末は載せて竹島紀事に詳なり。

同書に宗氏彼を責めていはく、

また、伯耆民談に  
さて、其島(竹島)伯州<sup>アサヒ</sup>合見郡<sup>ハタケ</sup>之目三柳村より隱岐の島後へ三十五六里あり、此遠見の考を以て朝鮮の山を見れば凡四十里と思はる、其他、東西三里半、四里には満たざるよし、南北凡六七里ありとかや開けり、周圍十六里といへり、云々。  
また、加藤某の記せる概略隨筆によれば、享保八年(西暦千七百二十三年)六月廿一日、大阪町奉行北條安房守鈴木飛驒守の與力同心多勢來りて、石州安濃郡波根東村嘉右衛門智郡柏淵庄村左衛門同吾鄉村傳右衛門を搦め捕へ去る、これ七年前竹島へ渡りて、唐人に貨物を密かに買ひ取りたる罪によりてなりと見ゆ。

また、同國那賀郡濱田浦八右衛門の竹島渡航は、最も顯著なるものにして、濱田松原浦の廻船問屋業會津屋清介の子なり、清介は濱田藩の廻船御用を務め、藩の銅鐵半紙等を積みて、しばしば上坂せしかば、八右衛門また航海業に熟達し、資性大膽剛毅にして冒險の氣象に富む、即ち竹島渡航を濱田藩え出願せしも許可せられず、遂に密航を企てて奇利を博せしが、幕府大目附の探知する所となり、天保六年五月、大坂町奉行の手に捕はれ、死刑宣告を受く、その宣告文にいはく、

石州濱田廻船問屋清助死

右梓異名會清事

(八一)

## 歴史地理第8卷第6號

其方親清助と申すもの濱田屋敷用通送候處、先年名絶候に付、六ヶ月以前其方頤出候は年來親厚恩を蒙り候上、多くの御損亡を掛け候につき、濱田沖竹島と申處に、魚族澤山居候間、誠被仰付候ば、年年運上銀差上貢、江戸表屋敷へ申立候へども、聞資不相成、濱田へ御差戻相成候儀をも不憚、押して右竹島は濱田領沖合にて無人島に候逆、剣日本刀劍類其他漁船に積み込押渡、異国人と交易いたし候段重々不届に付云々。

同時に濱田藩の國老岡田頼母、八右衛門と共に謀して私利を營みたりとて、井上河内守より召喚せられ、罪を引きて自殺せり、されど共謀私利を營む云々は謬説にして、實は濱田藩主松平周防守は、嘗て老中に舉げられ、英邁の資を以て、夙に開國進取の意見を有し、暗に八右衛門が計畫を翼賛せられたりと傳ふ、左の達書を一讀すれば、その間の消息を知るに難からざるべし。

元 松平周防守改  
(下野守)

其方儀、元領分石見松原浦に罷在候八右衛門、竹島へ渡海目論見之儀、家來共聞受彼是取付候儀は不存由に候へども、重き御役中之儀につき、領内取締向別て嚴重可申付處、其儀なく既に入右衛門其外のもの共渡海いたし右體家來共不届の取計いたし候を更に不存罷在不束之事に被思召候、俟之永蟄居被仰付、云々。

ああ、海國の冒險兒八右衛門は、有爲の企圖を抱きて、空しく刑場の躰と消え、英主松平周防守また永蟄居の身となる、世を擧つて昇平無爲に馴れ、凡庸徒らに跋扈するの時、幕府は更に全國一般に命令を下して、對外的發動の萌芽を免除せんと企てたり。

今度松平周防守領分無宿八右衛門、竹島へ渡海いたし候一件、吟味の上夫々嚴科に被行候、右島往古は伯州米子のもの共渡海漁獲等いたし候へども、元祿の度、朝鮮國へ御差戻相成候以來渡海停止被付候場所に有之、都て異國渡海之儀は重御禁制に候條向後、右島之儀も同様相心得渡海致問數候事。

明治十六年に至り、更に日韓兩國政府の談判ありて、わが往漁の舟を還して、再び渡航することなからしめ、明かに、竹島即ち麟島を以て、朝鮮の所屬となしう。

以上諸種の引用書に見えたる竹島の記事はすべて麟島の記事にして、周圍一里に満たざるリア

ンコール列岩にあらざることいふまでもなし、されば、舊記に見えたる竹島は麟島にして、同島を松島と稱せし記事は、一もこれを發見する能はず、ただ絶海の孤島なるを以て、學者のこれを踏査したるものなく、無學なる漁夫の言を聞きて、想像的に日本海中に松島竹島の二島ありとの臆説によりて、はしなくも誤謬を傳ふるに至りしものなり。

隱州視聽合記に麟島即ち竹島を以て無人島にして、日本之乾地以此州爲限矣とあるを見れば、二百五十年以前には、住民最も稀少なりしか、或は眞に無人島なりしやもはかるべからず、(ただ漁期中に渡航するのみにて)而して、同書の編者はこの島を以て日本海西北に於ける我領土の極點となせり、その後日韓兩國民の渡航いよいよ頻繁となり韓人は本國に近きを以て、續々渡航者増加し、遂に東南海岸に出で、日本人占有的漁區に侵入し、ここに兩國漁民の紛擾を生ず、日本人は衆寡敵せざる以て、歸航の止むを得ざるに至り、優柔軟弱なる徳川幕府の外交政策と相俟ちて竹島即ち麟島は全くわが領土とはなれて、朝鮮の版圖に歸し、伯州地方の漁民等が苦心經營も、空しく水泡に歸して、また顧みるものなきに至れり。

爾來、石州沿海の人、又渡航を企てしも、幕府の禁制にあひ、天保以來數十年間竹島は殆んど本邦人に忘却せられ、海軍水路部の朝鮮水路誌及び海圖に麟島一名松島として發表せられしより、リアンコール岩は、自然舊記の竹島にあたるものと誤認せられ、而して竹島は既に元祿中より朝鮮の版圖と認められし故、リアンコール岩をも朝鮮の版圖と認むるに至れるなり。

然るに、明治三十六年伯州東伯郡小鴨村中井養三郎氏(現今隱岐國西郷居住)リヤンコ島(新竹島)の海鹽捕獲業を企圖するや、同郷の人小原歩兵軍曹大にこれを賛し、蹶然奮起、自ら隊長となり、巾八尺長四両の漁舟に乘じ、日本海の荒波蹴破りて、島谷權藏以下の壯夫七人を率ゐて、リアンコ島に上陸し、はじめて日章旗を岩上に翻したるは、明治三十六年五月某日なれど、偶、島前の

## 號六第卷八第理地史歷

竹島沿革考

(第八卷) 四百七十四

石橋松太郎氏部下の漁夫また渡航して、ともに捕獲に從事せしも、準備不完全のため目的を達せず、翌年の漁期を以て大發展を期しつゝ歸航することとなれり。

かくて、海驥捕獲業の有益なるを知り、三十七年の漁期には、各方面より續々渡航し、競争濫獵の結果種々の弊害を認めたる中井氏は、リヤンコ島を以て朝鮮の領土とし、同國政府に貸下請願の決心を起し、三十七年の漁期終るや、直ちに、上京して、隱岐出身なる農商務省水產局員藤田勘太郎氏に圖り、牧水產局長に面會して陳述する處ありき、同氏またこれを替し、海軍水路部につきて、リヤンコ島の所屬を確めしむ、中井氏即ち肝付水路部長に面會して、同島の所屬は、未だ確乎たる徵證なし(日韓兩本國よりの距離を測定すれば日本の方十里近し、加ふるに日本人にして同島經營に從事するものある以上は、日本領に編入すべきものなり)との説を聞き、中井氏は遂に意を決して、リヤンコ島領土編入并に貸下願を内務外務農商務三大臣に提出せり。

## リヤンコ島領土編入并ニ貸下願

隱岐列島ノ西北八十五浬、朝鮮鬱陵島ノ東南五十五浬ノ絶海ニ、俗りやんこト稱スル無人島有之候周圍各約十五町ヲ有スル甲乙二ヶノ岩島、中央ニ對立シテ一ノ海峽ヲナシ、大小數十ノ岩礁點々散布シテ、之ヲ圓鏡セリ、中央ノ二島ハ四面斷岩絆壁ニシテ高々屹立セリ、其頂上ニハ、僅ニ土壤ヲ被り、雜草之ニ生スルノミ、全島一ノ樹木ナシ、海邊海岸ノ處ハ砂礫ヲ以テ往々涼ラナセドモ、屋舍ヲ構ヘ得ベキ場所ハ、甲嶼ノ海峽ニ面セル局部僅ニ一ヶ所アルノミ、甲ノ半腹四所ニ諸水アリ、茶褐色ヲ帶ブ、乙嶼ニハ微々タル鹽分ヲ含ミタル流例ノ水、斷岸ヲ消滅仕候、船舶ハ海峽ヲ中心トシテ、風位ニヨリ左右ニ避ケテ碇泊セバ安全ヲ保タレ候。

本島ハ本邦ヨリ隱岐列島及ビ鬱陵島ヲ經テ朝鮮江原咸鏡地方ニ往復スル船舶ノ航路ニ當レリ、若シ本島ヲ經營スルモノアリテ、人之ニ常住スルニ至ラバ、其等船舶が寄泊シテ薪火食料等、萬一ノ缺乏ヲ補ヒ得ル等種々ノ便宜ヲ生ズベケレバ、今日駆々乎トシテ盛運ニ向ヒツツアル所ノ、本邦ノ江原咸鏡地方ニ對スル本業貿易ヲ補益スル所少カワズシテ、本島經營ノ前途尤モ必要ニ被存候。

## (一〇一) 號六第卷八第理地史歷

本島ハ、此ノ如キ絶海ニ屹立スル孤島タル岩島ニ過ギザレバ、從來人ノ顧ルモノナク、全々放棄シ有之候、然ル處、私権鬱陵島往復ノ途次、俄々本島ニ寄泊シ海鷺ノ棲息スルコト夥シキヲ見テ空シク放棄シオクノ如何ニモ遺憾ニ堪ヘザルヨリ、爾來種々苦慮計畫シ、愈明治三十六年ニ至リ、斷然意ヲ決シテ、資本ヲ投シ屋舍ヲ構ヘ人夫ヲ移シ、獨具ヲ備ヘテ先海鷺漁ニ着手致シ候、當時世人ハ、舞謀ナリトシテ大ニ嘲笑セシガ、固ヨリ絶海不便ノ無人島ニ新規ノ事業ヲ企テ候事ナレバ、計畫艱シ設備當ヲ失スル所アルヲ免レズ、刺ヘ狼法製法明カナラズ、空シク許多ノ資本ヲ失ヒテ、徒ニ種々ノ辛酸ヲ嘗メ候結果、本年ニ至リ狼法製法共ニ發明スル所アリ、販路モ亦之ヲ開キ得タリ、而シテ皮ヲ鞣漬ニセバ牛皮代用トシテ頗ル需用多ク、新鮮ナル脂肪ヨリ採取セル油ハ、品質價格共ニ錦油ニ劣ラズ、其粕ハ八十分ニ絞レバ以テ、膠ノ原料トナシ得ラルベク、肉ハ粉製セバ骨ト共ニ貢重ノ肥料タルコト等ヲモ確カメ得候、即本島海鷺ノ見込略相立候而シテ、海鷺ノ外、本島ニ於テ起スベキ事業、檍互ハ到底見込ナク、海產ニ至リテハ未だ調查ヲ經ザルヲ以テ、今日確實シガタキモ、日本海中ノ要衝ニ當レバ、本島附近ニ種々ノ水族來集消息セサル筈ナケレバ、本島ノ海鷺漁ニシテ永續スルコトヲ得バ、依テ以テ試驗探査ノ便宜ト機会トヲ得テ、將來更ニ有益有望ノ事業ヲ發見シ得ルナラント相期シ候、要スルニ、本島ノ經營ハ資本ヲ充實ニシ、設備ヲ完全ニシテ海鷺ヲ捕獲スル上ニ於テ、前述頗ル有望ニ御座候。然レドモ、本島ハ領土所屬定マラズシテ、他日外國ノ故障ニ遭遇スル等不測ノ事アルモ、確乎タル保護ヲ受クルニ山ナキラ以テ、本島經營ニ資力ヲ傾注スルハ、尤モ危險ノコトニ御座候、又本島ノ海鷺ハ常に棲息スルニハアラズ、毎年生殖ノタメ、其季節即四五月(年ニヨリ連続アリ)求集シ、生殖ヲ終リテ七八月頃離散スルモノニ御座候、隨テ其獲獲ハ其期間ニ於テノミ行ヒ得ラレ候、故ニ特ニ漁獲ヲ適度ニ制限シ、蕃殖ヲ適當ニ保護スルニアラザレバ、忽チ驅逐珍滅シ去ルヲ免レズ、而シテ制限保護等ノコトハ競爭ノ間ニハ到底實行シ得ラザルモノニテ、人ノ利ニ想クハ蠻ノ甘キニフクガ如ク世人苟モ本島海鷺漁ノ有利ナルヲ窺知セバ、當初私議ヲ嘲笑シタルモノモ、井ビ起ツテ大ニ競爭シテ、滋獲ヲ追ウシ、直ナニ利源ヲ滅絶シ盡シテ結局共ニ倒ルルニ至ルハ必然ニ御座候、要スルニ、前途有認ニシテ、且ツ必要ナル本島ノ經營モ、惜ムラクハ領土所屬定マリ居ラザルト、海鷺漁業者ニ必ズ競爭ノ生ズベキトヨリテ、大ニ危險コレアリ、終ラ全ウシ難ク候。

私議ハ前陳ノ如ク、從來種々苦心ノ結果本島ノ海鷺漁業略見込相立チタレバ、今ヤ進シテ更ニ資本ヲ増シテ、一面ニハ捕獲スベキ大サ敷等ヲ制限スルコト、北及ビ乳兒ヲバ特ニ保護ヲ爲クスルコト、島内適當ノ箇所ニ營設場ヲ設クルコト、害敵タル餓蠻ノ類ヲ捕獲驅逐スルコト等、種々適切ノ保護ヲ加ヘ、一面ニハ漁獲製造ニ關スル種々精巧ノ器械ヲ備ヘ、製置

## 號六第卷第八第地理地史歷

ヲ設グル等、設備ヲ完全ニシ、傍ニハ、漁具ヲ備ヘテ他ノ水族漁獲ヲモ試ムル等、大ニ經營スル所アラント欲スルモ、前陳ノ如キ危険アルカ爲、領撫置在候、此ノ如キハ奇ニ私儀一己ノ災厄ノミナラズ、又國家ノ不利益トモ存セラレ候、ソキテハ、事業ノ安全、利源ノ永久ヲ確保シ、以テ本島ノ經營ヲシテ全ウセシマラレンガ爲ニ、何卒速ニ本島ヲバ、本邦ノ領士ニ編入相成之ト同時ニ向フ拾簡年間、私儀ニ御貸下グ相成度、別紙圖面相添ヘ此段幸願候也。

明治三十七年九月二十九日

島根縣周吉郡西郷町大字西町指向

中井養三郎

内務大臣	子爵 芳川 顯正
外務大臣	男爵 小村源太郎
農商務大臣	男爵 清浦 垣吾

爾來中井氏は、内務省地方局に出頭して、井上書記官に事情を陳述し、また同郷の桑田熊藏氏（現今貴族院議員）の紹介によりて、外務省に出頭して山座政務局長に面會してこれをばかり、桑田博士また大に力むる處ありて、遂に、一應島根縣廳の意見を徵して上申の結果遂に閣議に於ていよいよ領土編入に決し、リヤンコ島を以て竹島と命名せらるるに至れり。

乙庭第一五二號

本月十五日庶第一〇七三號ヲ以テ島嶼所屬等ノ義ニツキ御照會之趣キ丁承、右ハ我領土ニ編入ノ上隣岐島廳ノ所管ニ屬セラルモ何等差支無之其名稱ハ竹島ヲ適當ト存シ候元來朝鮮ノ東方海上ニ松竹兩島ノ存在スルハ一般口碑ノ傳ツル處、而シテ從來當地方ヨリ漁耕業者ノ往來スル隣岐島ヲ竹島ト通稱スルモ其實ハ松島ニシテ海國ニヨルモ瞭然タル次第ニ有之候左スレバ此新島ヲ指テ他ニ竹島ニ該當スペキモノ無之依テ從來誤稱シタル名稱ヲ轉用シ竹島ノ通稱ヲ此新島ニ冠セシメ候方可然ト存候此段及回答候也。

明治三十七年十一月三十日

島根縣內務部長書記官辨信次殿

隣岐島司 東 文 輔

島根縣知事 松永武吉  
島根縣第一號  
明治三十八年二月二十二日

北緯三十七度九分三十秒東經百三十一度五十五分隣岐島ヲ距ル西北八十五哩ニアル島嶼ヲ竹島ト稱シ自今本縣所屬島司ノ所管ト定メラレ候餘此旨心得ベシ。

明治三十八年二月二十二日

島根縣知事 松永武吉  
隣岐島廳

北緯三十七度九分三十秒東經百三十一度五十五分隣岐島ヲ距ル西北八十五哩ニアル島嶼ヲ竹島ト稱シ自今本縣所屬島司ノ所管ト定メラレ候餘此旨心得ベシ。

明治三十八年二月二十二日

島根縣知事 松永武吉  
隣岐島廳

竹島の領土編入、竹島の命名につきての事情は上述の如く、而して、領土編入は地理上より見るも、經營上より見るも、はた、また歴史上より論ずるも、公然わが領土に編入すべきものにして、一點の非議を挿むべき餘地を有せざるや明かなり、次に命名につきても、隣岐島廳に於ては、水路誌及び海圖によりて、既に鬱陵島を松島と命名せられし以上は、竹島に當るべき島嶼は、リヤンコ島を指きて他に求むべからず、これ竹島と命名せられし所以なり、ただ、ここに吾人の疑を挿むべきは、水路部に於て、如何なる史料によりて、鬱陵島一名松島と命名せられしか、これ根本的疑問なり、この疑問だに水解せんか、竹島の命名は及を迎へずして直ちに解決せらるべきなり、これ吾人の世の識者に向つて切に指教を請はんとする處なり。

\*聯合艦隊の主力は、二十七日以來敵敵に對して追撃を續行し、二十八日リヤンコールト岩附近に於て敵艦ニコライ一世(威權)ア・ヨーロ(威權)セニヤーウイン(装甲海防艦)ア・ラキシン(装甲海防艦)……四艦は須臾にして

\* 上陸午前十時三十分頃、竹島の南方約十八海里の地點に於て、此敵を包囲せり、敵は即ち戰艦ニミティ一世、アリヨール、海防艦アラキシン、セニヤービン、及び巡洋艦イズムードの五隻にして、砲火を開くや須臾にして敵艦司令長官ネボガトフ少將は、其部下と共に降意を表し、本職は特に其將校以上に帶劍を許して之を受けたり。云々。

(五月二十九日午前着電、東郷長官公報其三)  
(六月一日東郷長官日本海々戦詳報)

## 諸陵式と陵制の變遷（上）

在文科大學 宮 地 直 一

延喜式五十卷が古典を明め法度を尋ねる上に於て、如何ばかりの便宜を與へたかは云はずもあれ、或は正史の闕を補ふ上に於て、或は動植物の研究をする者の爲に、實に莫大なる資料を供給して居るのである。古い所では明法道の家から、近世になつては有職故實の家々を初め、古學者神道客の連中に至る迄、何れにも欠くべからざるの寶典となつて居つたのである。併し同じ式内で神祇に關する最初の十卷、就中九、十の神名帳が最本居平田流の學者に關係深かつたのと、又其の學派が天下一般に擴がり亘つたのとで、非常に有名なものとなり、單行本さへばつゝ表れる様になつた。之に次で珍重されたのは則ちの諸陵式なので、元祿以來檢陵の聲が高くなるに随つて益その眞價を高めたのである。

初め將軍綱吉の時に細井知慎が山陵の脩復を建議して以來松下見林の廟陵記、浦生君平の山陵志となり、幾多の志士をして暗涙に嘻ばしめた荒廢の状態も戸田大和守の盡力によつて漸舊觀に復したと同時に、久しく中絶して居た諸陵寮の復興となり、半死枯松の光景は復一畝の丘にその影

さへも見られなくなつたのである。

この間に廟陵記と山陵志とは、記載の範圍歷代の列聖にのみ止り、以下皇后皇妃諸皇子の陵墓に迄は及ばなかつたのである。嘉永元年津久井清影が吉野の歸途に獲たといはれて居る陵墓一隅抄は、單に以上の記載にのみ止らず、廣く式陵式墓より延喜以來の皇族外戚の陵墓に迄んで居るので、その著聖蹟圖誌と共に初めて稍完全に近い調査をして居る。これに次いで出來たのが谷森氏の諸陵考で、範圍は狭いが弘く從來の諸説を綜合して考證した殆大成の域に近いものである。これらの諸學者が考證の根本となつたのは、延喜以前の部分に於ては、則ちの諸陵式たる事云う迄も無い、勿論紀記の記載は根本史料たるべきものであるが、之を完成して更に詳にしたのはこの書である。併し從來の諸學者は、この諸陵式を如何様に觀察し、又如何なる方面に之を使用して居るか、陵墓の所在を詳にする事を得るのは元來この書の賜である。陵制の一班を知る事が出来るのも勿論その恩恵に相違ない、併しこの書物の利用すべき部分、見るべき點は單に是丈では止まらない、而して松林以下の學者は能く充分にこれらの點を利用し盡したのであらうか。吾人の見解を以てすれば主に一方面しか未その効果は認められて居ないと思ふのである。見林、君平の目的上から云へば、それも至極當然の考ではあるが、廣くこの書を参考する上に於て、まだ色々の方面に種々の畢竟なる材料を供してみると考へるのである。即一隅抄流の所在調べの外に、猶考證に資すべき點は至極多い、以下順次これらの諸點に就いて一二氣付いた事を申し述べて見やう。

一、遠近の制 式にある陵墓は總數合せて百十、上は皇孫親々并尊より、下は太政大臣時平にいたる。陵は七十三、墓は皇族外戚ともに四十七その間に遠近の別を示して、親疎の分を表してある。今試に之を分類して見れば、

# 日本歴史地理研究會役員及賛成員氏名

**幹 事 長** 侯爵 蜂須賀茂韶  
**幹 事** 文學士 堀田璋左右 文學士 深澤鍾吉(編)  
 伊木 鞍一 藤井甚太郎  
**會計監督** 文學士 大森金五郎

**顧 問**  
 文學博士 小杉 榎邨 吉田 東伍  
 文學士 大森金五郎 文學士 岡部 精一  
 文學士 喜田 貞吉 文學博士 原 秀四郎  
 文學士 藤田 明

**贊 成 員**  
 (氏名五十音順)  
 子爵 秋元 與朝君 子爵 有馬 賴之君  
 文學博士 井上 哲次郎君 石川 照勤君  
 工學博士 伊東 忠太君 市村 增村  
 法學士 大塚勝太郎君 上田 康毅君  
 理學博士 大森 房吉君 大槻 文彦君  
 文學博士 賀島 政一君 河田 邦武君  
 京極 高徳君 久米 邦武君

**子爵** 黒川 真道君 小杉 榎邨君 田中 義成君  
 重野 安繹君 小虎君 祐準君  
 坪井 九馬三君 德川 賴倫君 那珂 通世君  
 萩野 山之君 細川潤二郎君 松平 乘承君  
 本居 豊穎君 三宅 康毅君 三上 參次君  
 横山 又次郎君 米吉君 度次君  
 芳川 顕正君 本居 豊穎君 本居 豊穎君  
 横山 又次郎君 横山 又次郎君 横山 又次郎君  
 朝倉 長成君 小藤文次郎君 鮎須賀正韶君  
 岩木 靖君 市賀 重昂君 市賀 重昂君  
 白鳥 庫吉君 高楠頤次郎君 星野 恒君  
 佐藤 誠實君 佐藤 誠實君 愛重君  
 志賀 重昂君 貴須賀正韶君 元八君  
 文學博士 坪井正五郎君 楠作 宾作  
 理學博士 德川 達孝君 松木 愛重君  
 工學博士 坪井正五郎君 松平 武修君  
 茅野 順正君 吉田 仁彌君 山上 萬次郎君  
 理學博士 伯母 裕準君 吉田 仁彌君  
 文學博士 伯母 喬須賀正韶君 仁彌君  
 佐藤 靖君 市賀 重昂君 仁彌君  
 文學博士 坪井正五郎君 鮎須賀正韶君  
 理學博士 那珂 通世君 仁彌君  
 文學博士 田中 義成君 仁彌君  
 文學博士 坪井正五郎君 仁彌君  
 理學博士 伯母 裕準君 仁彌君  
 文學博士 佐藤 靖君 仁彌君

## 日本歴史地理研究會規約

### 第一條

本會は同志社集より、歴史地理學及び一般の歴史と地理との研究に從事するものとす其研究綱目大凡左の如し

- 一、古跡 著述社 史蹟 史古跡 史古蹟 史古蹟 史古蹟
- 二、地勢の變遷 河川海岸山勢等の變動
- 三、古今の地理上の晉遊 地誌紀行地圖等
- 四、政治地理 国郡郷里領邑の境界、都市宿驛道路津渡の變遷、人口の増減、產物の沿革、地理と文明との關係
- 五、一般の歴史及び地理

本會を日本歴史地理研究會と稱す  
 本會に幹事六名會計監督一名を置き本會一切の事務を掌らしむ  
 但此任期一年とし毎年三月在京會員中より選舉す  
 第四條 本會は經識名望ある人士を贊成員に推薦す  
 第五條 本會へ入會せんとする者は本會事務所に申込む可し  
 第三條 本會は經識名望ある人士を贊成員に推薦す  
 第六條 本會は隨時に談話會大會又は旅行を舉行し及び歴史地理に関する資料書籍等を出版すべし  
 第七條 會員には本會編輯の雜誌「歴史地理」を頒つ  
 第八條 會費は毎月十五銭とす、但集會に出席する者は更に集會費の幾分を納むべきものとす

### 會 告

- 一、本會へ入會せられんとする諸君は氏名及び現住所を記し、會費半分金九十銭を添へ本會事務所へ拂込むべし假令申込ある諸君と雖も會費前金御送附なきに於ては雜誌を配附せざるべし
- 一、会費は郵便爲替にて送附ありたし、小爲替にて若し指定の必要ある時は本鄉町郵便局に宛てらるべし郵券代用は一錢切手に限り割増のこと
- 一、雜誌の購讀は、發賣所若くは賣捌所に直接申込まるべし
- 一、頭會には返信料を添ふるを要す

## ◎歴史地理 每月一回一日發行

**定期告白**  
 價定 一冊金十五銭、郵稅一錢

郵券代用割増ノハ

注：請讀者  
 發賣所へ申込まわれし、一切前金を要す、前金切の節は封皮に朱書き付されしに付次回發行以前に必ず御送金おありなし  
 照會には返信料添付を要す、領收證を要するもの亦同じ

半頁	行	明治三十九年五月廿六日印 刷
三十二行	(五號活字廿四字詰)	明治三十九年六月一日發 行

一冊金十五銭、郵稅一錢

半頁三十二行 五十八圓 頃增ノハ

半頁三十二行 五十八圓 頃增ノハ

編輯兼發行者 東京市本郷區駒込千駄木林町百五十六番地  
 印刷者 東京市神田區柳原河岸十二號地  
 印刷所 東京市京橋區柳町五番地  
 開 横井 横井  
 文 舟  
 舍 吉右  
 駒 井  
 開 横井 横井  
 文 舟  
 舍 吉右

東京市本郷區駒込千駄木林町百五十六番地

**發 賣 所** 郁文館 大賣捌所 東京市神田區表神保町三番地  
 吉川弘文館 本郷堂 市町一丁目  
 東京市京橋區柳町五番地  
 東京市小石川町原町十番地

漢和辞書の進歩を記す

舊式辭書は發展する明治昭代の文運に貢獻する足らず

漢和大辭林編輯所編纂船來上等紙刷脊革平クロース級全壹冊製本既成

漢和大辭林に遇ねく業者したる本店は、いよ  
送本を終へ非常なる喝采を博せり。  
されば内容に關しては茲に之を述

林 ぶるの要なし。各地に散布せる現本  
について一覽せらるべし。請見本の漢和大辭林

漢和大辭林

特價金壹圓五拾錢定價六月卅日迄

重量六百匁(代金引替は  
小包料廿錢(壹圓七十五錢)

要望者は至急に申込れよ。本書は非  
常に廉價なるものなれば限定部數  
の外發行せず。故に特價期限は六月  
末日限りなれども、或は品切となる  
恐れあれば、購求者は即決を要す  
べし。躊躇して悔を残すこと勿れ。

漢和大辭林

文運の發展は内容形式とも舊式辭書の跋扈を許さず

助平岡吉 合文郁 所行發

京町東柳橋五後大備四東市阪

## 歴史地理一巻八卷

全十四冊セント定価二二一四、二四〇円

(本体二〇八、〇〇〇円)

一九九〇年四月十日印刷

一九九〇年四月二十五日復刻発行

編集者 日本歴史地理学会

発行者 村口一雄

第一書房

113 東京都文京区本郷六一六一二  
電話 東京八一五一一〇七二  
FAX 東京八一六一八五四  
振替 東京四一三九一二〇  
印 刷 モリモト印刷株式会社  
製 本 千代田製本工場

不良本は直接小社サービス課でお取替え致します。(送料小社負担)